

消費生活相談のあれごれ

No.40

発行:東澳西部広域行政事務組合

## 賃貸住宅トラブル

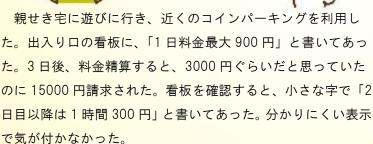
年度末を迎えるこの時期は、転勤や子供の進学など、賃貸住宅の契約の機会が増える時 期です。消費生活相談では、賃貸住宅のトラブル、特に、退去時の費用負担について、「高 額請求を受けた!」との相談が多く寄せられています。

たばこの焦げ跡や落書きといった、借主の不注意・原因による汚れは、借主に原状回復 義務があります。一方、経年劣化による汚れなどについては、回復費用を支払う必要はあ りません。詳細は、国土交通省が公表している「原状回復に関するガイドライン」を参考

たしましょう。 にしましょう。 退去時のトラブル予防として、入居時に、始めから傷や汚れがないか大家と一緒に確認



## ほんと一に こんな相談ありました



コインパーキングは、そもそもコインで精算できる程度の短時間利用が想定されて います。長時間駐車する場合には、駐車場に入れる前に、いったんクルマを降りて でも、入口付近や精算機付近にある詳細案内で、課金その他の利用条件を確認して おきましょう。

## 1月の相談件数

新規·継続合計 (■=10件 **■**=1件)

店舗購入 ■■■■■■■ 24 件

■■■■■ 6件 訪問販売

0件 訪問購入

通信販売 ■■ 20件

連鎖販売 ■ 2件

■■■ 3件 電話勧誘

0件 送り付け商法

無店舗販売 0件

■■ 2件 不明

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

間/10:00~16:00 談/原則予約制

相談料/無料 予 約/住民登録地の窓口

※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業